

御意見及び国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
産地の範囲に関する御意見	<p>・喜多方と西会津町は分けて申請でも問題ないとも思われるが、今回喜多方に包含した理由見解を詳述願いたい。(逆に言うと分けて申請すると不都合な見解を説明願う。)</p>	<p>・地理的表示の指定に当たっては、酒類の産地に主として帰せられる酒類の特性が明確であること、すなわち①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たす必要があります。</p> <p>今般のGI「喜多方」については、生産基準に記載のとおり、その酒類の特性が喜多方市及び耶麻郡西会津町を範囲とする産地に主として帰せられているものと考えます。</p> <p>産地の範囲を喜多方市及び耶麻郡西会津町とすることについては、産地の清酒製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
	<p>・福島県喜多方市及び耶麻郡西会津町とあるがこれがもし将来的に市町村合併など行政区域の変更などがあつた時など何か状況下が変わることも考えられるのでそういう場合にはより広域に地元の合意などや新規事業者との調整などの元できるようにするといった事などの含みを持たせるべきであると思われる。</p>	<p>・酒類の地理的表示に関するガイドライン第1章第7項の規定により、行政区画の変更があつた場合には、管理機関からの申立てに基づき、産地の範囲を変更するなど柔軟に取り扱うこととしております。</p>

(参考)「御意見」欄は、重複した御意見を取りまとめた上で、要約したものを掲載しております。